

2018
12
December



CLIENT



H30.12.05 No.327

弊法人からのご連絡事項

- ・ 緑封筒・領収書台紙等の変更のお知らせ

P1

医療トピックス

- ・ 処置、手術に関連する技術の見直し

医療トピックス

- ・ 「第8回ワールドデンタルショー 2018」
ご報告

P5・6

P2

弊法人からのご連絡事項

- ・ 東京本社移転について
- ・ 年末年始の営業について

相続トピックス

- ・ 親族の特別寄与料請求制度

P7

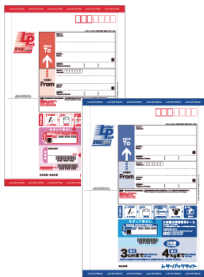
P3・4



緑封筒の廃止のお知らせ

現在、弊法人に書類をご郵送いただく際に、緑封筒（角2・長3）をご利用いただいております。しかし近年、レターパックでご郵送いただく医院が多くなりましたことから、緑封筒のご提供を廃止させていただくこととなりました。皆様にはご迷惑をお掛けして申し訳ございません。

レターパック



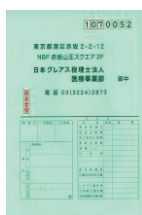
レターパックは、A4サイズ・4kgまで全国一律料金で、信書も送れるサービスです。郵便局や一部コンビニで取扱いがあります。

レターパックプラス（赤） 510円
 ……信用書で対面で手渡しされます。

レターパックライト（青） 360円
 ……郵便受けへ配達されます。
 配送履歴の確認ができます。

弊法人宛の「宛名シール」を同封しておりますので、今後はそちらをご利用ください。「宛名シール」は、レターパックはもちろん手持ちの無地封筒に貼り、簡易書留で送っていただけます。

緑封筒は廃止いたします



宛名シール

資料一覧表		
項目	内容	備考

資料一覧表

また送付漏れを防ぐ為、送っていただきたい月次資料の一覧表は、別途ご用意いたします。ご要望の方は担当までお申し付けください。

領収書台紙のご提供方法変更のお知らせ

領収書を領収書台紙に貼って、ご郵送いただく医院へのお知らせです。従来、茶色の領収書台紙をご利用いただいていたのですが、今後は、PDFデータをメールに添付して送らせていただきますので貴院で領収書台紙（A4サイズ）を印刷して貼付してください。

お手元の領収書台紙がなくなり次第、データをメールで送らせていただきます。また、ご希望があれば弊法人で印刷して、試算表と一緒に送ることも可能です。担当までお申し付けください。



領収書台紙

科目印の有料化のお知らせ

科目印をご利用いただいている医院へのお知らせです。現在、データ入力に徐々に移行しております関係で、科目印をご利用の医院が減少しております。その為、誠に勝手ながら科目印についてのご提供を有料とさせていただきます。単価は526円（消費税別）です。

弊法人に在庫がある科目印に関しましては、従来通り無料でご提供いたします。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



※科目印は有料化いたします

クインテッセンス出版株式会社主催『第8回ワールドデンタルショー2018』が10月5日～7日、パシフィコ横浜 展示ホールにて開催されました。

このデンタルショーは4年に1度開催されています。前回（2014年）のデンタルショーでは、超高齢社会の到来を踏まえ、「歯周病」「インプラント」等の展示が多くありました。今回は、働き方改革の影響を反映し「IOT化」に着目した商品が初めて展示されました。新しい技術が医療分野でも提案され、効率的な医院運営の助けとなる可能性があります。

■ CAD/CAMシステム

会場入り口左手の「デンツプライシロナ」のブースでは、CAD/CAMシステムの「CEREC」が大きく紹介されていました。CERECは、多くのブースで展示がみられました。

以前は、セラミックのブロックの種類が決して豊富とはいえず、患者さんの歯の色になかなかマッチしないこともありましたが、平成26年度歯科診療報酬改定により保険収載が決定したこともあり、現在は色味も豊富で三層構造のブロックもあるなど、より自然により加工しやすく進化しています。導入コストはかかりますが、外注技工費が抑えられますし、医院の患者数・診療内容によっては将来的に十分なリターンが期待できるでしょう。

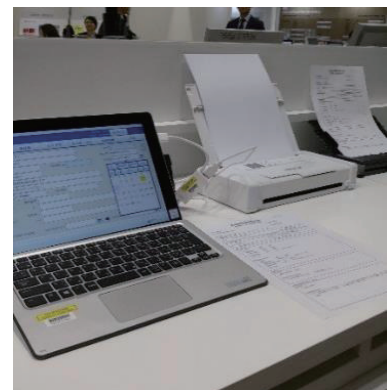


■ 訪問歯科の流れをガイドするタブレット・システム(訪問歯科ナビWithYou)

介護保険請求について、まだまだ慣れていない医院も多いと思いますが、このタブレットでは、介護保険請求について、訪問時に確認すべき書類や行わなければならない流れを確認できます。算定漏れを防ぐことができると期待されます。

また、必要な文書作成も行え、携帯可能なプリンターで印刷することができますので、その場で患者さんに渡すことができます。さらに、作成した文書データはタブレット内で一元管理できますので、紙で管理することによる紛失等のリスクを防止します。

タブレット・システム（メディア株式会社）と同じメーカーのレセコンに限り、データの移行もできるとのことなので、こちらのレセコンをご使用の医院は保険請求、介護請求における入力負担も軽減されるようです。



会場内では、「LINE Pay」の加盟歯科医院の募集も行われていました。保険診療にも使用が可能です。消費税の引き上げに伴い、キャッシュレス決済がより身近になる事が考えられます。患者ニーズにこたえる為に、サービスとして取り入れてもよいのかもしれない。同様に、ソフトバンクの「PaymentService」と連動したオンライン請求のサービスも紹介されていました。

働き方改革、高齢化時代の流れが色濃く表れたデンタルショーでした。医療は人の生活と密接にかかわっています。医療を効率的に患者さんに提供する為、時代の流れに沿った医院経営へのヒントになるのではないのでしょうか。

平成30年7月6日、民法の相続に関する規定（相続法）を改正する法案が成立しました。改正相続法は、高齢化社会を見据えた改正という点がポイントになり、約40年ぶりとなる大きな見直しです。

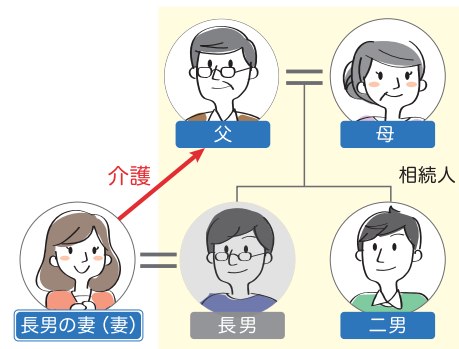
先月は「預貯金の仮払い制度」についてご紹介しましたが、今月ご紹介する「親族の特別寄与料請求制度」も改正相続法の中の一つです。

今までは、被相続人の子供は親を介護するのが一般的でしたが、核家族化や被相続人の高齢化により相続人以外の方が介護をするのは当たり前になってきました。その対策として新設された制度です。

■ 現行制度の問題点

現行法には、被相続人の療養看護等をした相続人は、一定の要件が認められたときに、遺産分割において、その貢献を考慮して相続財産の増額を主張できる制度があります（寄与分制度）。

しかし、現行制度は相続人にも認められるもので、相続人以外の方が寄与分を主張することはできませんでした。そうすると、夫が先に死亡した妻が、その後も夫の両親の面倒を見てきた場合に、財産を相続する権利がないのは不公平になってしまいます。



長男の妻(嫁)が義理の両親を介護しても、相続においては財産を相続する権利がなく、苦勞が報われませんでした。

寄与制度の問題点

- ・相続人のみに認められる
- ・相続人以外は寄与分を主張できない

■ 改正内容

改正法では、こうした不公平感を是正するために、相続人でない方が介護や看護に貢献し、被相続人の財産の維持・増加について特別の貢献（寄与）をした場合は、これらの方々（特別寄与者）は、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できるようにしました。

請求は協議によりますが、協議が成立しないときは、相続の開始を知った時から6か月又は相続開始の時から1年以内に家庭裁判所に特別寄与料を請求することができます。

なお、新たな相続法は、原則として公布の日（平成30年7月13日）から1年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。

これまで「妻」が義理の両親を介護しても、相続で報われないケースがありました。そうした状況が改善される見通しです。

改正内容の概要

- ・相続人以外でも金銭（特別寄与料）を請求できるようになりました
- ・協議または家庭裁判所にて請求できるようになりました

■ 改正のポイント

(1) 特別寄与者の範囲

特別寄与者になれるのは、相続人ではない親族です。この親族には、相続放棄をした者や相続人の欠格事由に該当する者・排除された者（相続権を失った者）は除かれます。なお、民法上の親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を言います。

つまり、親族が対象ですから、事実婚の妻や家政婦などが介護や看病をした場合は、特別寄与者とはなれません。



(2) 特定寄与料の上限額

特別寄与者は、相続人に対して金銭請求を行うことになります。その特別寄与料は、相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができません。なお、遺贈とは、遺言により財産を他人に譲ることを言います。

例えば、生前に被相続人が、相続人や知人など特別寄与者以外の者に、全財産を譲るような遺言書を作成していた場合には、財産の価額から遺贈の価額を控除しきったことになり、特定寄与料の上限額はゼロとなります。

そのため、特別寄与者は特別寄与料を請求できなくなる可能性があります。

(3) 特別の寄与とは

特別寄与とは、無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合です。

そうすると、無職で介護をしていた方が、生活費など労働の対価を受取っていた場合には請求できなくなります。また、特別の寄与は、通常期待される貢献を超える必要があり、現行制度である寄与分制度でも、なかなか認められないのが現状です。

今回の制度でも、どこまでの貢献が特別の寄与として認められるかが焦点です。

「特別寄与料」を請求するためには、介護日記や介護業者とのメールなど客観的な記録を残すことが必要でしょう。

■ 留意点

特別寄与の請求権が施行されるまでに、特別の寄与や特別寄与料については協議されることが予想されます。今後の整備により、相続人以外の親族の苦労が報われることを期待します。しかし、特別寄与料の請求により相続人の相続財産が減ってしまい相続人同士でトラブルが起きることも予想されます。

このようなトラブルを避けるためにも、ご自身の遺言書作成の検討、常日頃から相続人やそれ以外で介護をしている方との話し合いが大切になってくると思います。

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Web サイトをご確認ください！

相続のバイブル

GO

<https://souzokubible.com/>

記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

処置、手術に関連する技術の見直し

顎関節症や歯ぎしり（ブラキシズム）に対し適用されるスプリントは、他にオクルーザルスプリント、バイトプレート、咬合挙上副子、床副子、咬合床など様々な呼称が用いられてきました。これまで保険上の分類では、床副子の中に様々な種類が含まれ、顎関節症に対するスプリントは咬合挙上副子、歯ぎしりに対するスプリントは歯ぎしりに対する咬合床という呼称で分類されていました。

そこで、平成30年の診療報酬改定では、これらについての名称、分類が製法、材料、形態により整理されることとなりましたのでご紹介いたします。

■ 床副子に関する技術の見直し

平成30年歯科診療報酬改定では、床副子について、装置の種類による区分の細分化を行うとともに、使用材料等による評価の見直しが行われます。

改正前		改正後	
●床副子		●口腔内装置	
簡単なもの	650点	口腔内装置(1)	1,500点 ※1
困難なもの	1,500点	口腔内装置(2)	800点 ※2
著しく困難なもの	2,000点	口腔内装置(3)	650点 ※3
摂食機能の改善を目的とするもの (舌接触補助床)			
イ 新たに製作した場合	2,000点		
ロ 旧義歯を用いた場合	500点		

◇口腔内装置

顎関節症や歯ぎしりに対するスプリント（顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置）などの口腔内装置は、使用する材料の種類、形態により口腔内装置(1)、口腔内装置(2)、口腔内装置(3)に分類されました。

[算定要件]

- ※1 「口腔内装置(1)」は、義歯床用アクリリック樹脂により製作されたもの
- ※2 「口腔内装置(2)」は、熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に常温重合レジン等を圧接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されたもの
- ※3 「口腔内装置(3)」は、熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に常温重合レジン等を圧接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されていないもの



◇睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置は、使用する材料の種類や形態により2つに分類されました。

[算定要件]

※4 「睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置(1)」は、義歯床用アクリリック樹脂により製作されたもの

※5 「睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置(2)」は、熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に常温重合レジン等を圧接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されたもの

改正後（新設）		
●睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置		
1. 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1	3,000点	※4
2. 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2	2,000点	※5
●舌接触補助床(1顎につき)		
新たに製作した場合	2,500点	
旧義歯を用いた場合	1,000点	
●術後即時顎補綴装置(1顎につき)		
術後即時顎補綴装置 (1顎につき)	2,500点	

■ 床副子調整・修理の見直し

床副子の見直しに伴い、床副子調整・修理についても見直しが行われます。

改正前			改正後		
●床副子調整・修理(1口腔につき)			●口腔内装置調整・修理		
1 床副子調整		→	1 口腔内装置調整		※6
イ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合	120点		イ 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合	120点	
ロ イ以外の場合	220点		ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合	120点	
			ハイ、ロ以外の場合	220点	
2 床副子修理	234点		2 口腔内装置修理	234点	※7

[算定要件（抜粋）]

※6 「口腔内装置調整 イ、ロ以外の場合」は、口腔内装置の顎関節治療用装置、術後即時顎補綴装置の調整を行った場合

※7 「口腔内装置修理」は、顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置（口腔内装置1に限る。）睡眠時無呼吸症候群、に対する口腔内装置、術後即時顎補綴装置の修理を行った場合

記事に関するご質問やお問合わせは、下記までご連絡ください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

東京本社移転について

このたび、弊社では業務拡大に伴い本社を移転する運びとなりました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

今後とも、社員一同業務に精励いたしますので一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



地下鉄をご利用の場合

- 銀座線 虎ノ門駅【11番出口】 徒歩 2分
- 千代田線 徒歩 6分
- 日比谷線 霞が関駅【A13番出口】 徒歩 7分
- 丸ノ内線 徒歩 9分
- 有楽町線 桜田門駅【2番出口】 徒歩 9分
- 南北線 溜池山王駅【8番出口】 徒歩 9分
- 都営三田線 内幸町駅【A3番出口】 徒歩 10分

業務開始日：平成30年12月3日（月）

住所：〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話番号：日本クリアス税理士法人 医療事業部	電話 03-3593-3237	FAX 03-3593-3245
日本クリアス社会保険労務士法人	電話 03-3593-3241	FAX 03-3593-3249
グループ代表番号	電話 03-3593-3235	FAX 03-3593-3246

移転に伴い電話番号・FAX番号が変更となります。なお、11月30日（金）15時から12月3日（月）9時までの間は電話及びFAX（新旧ともに）が不通となります。皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

年末年始の営業日について

平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。誠に勝手ながら、年末年始の営業日を下記の通りとさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

年内の最終営業日 2018年12月28日（金）

年始の営業開始日 2019年 1月 4日（金）

日本クリアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 327号

■発行日：2018年12月5日

■発行元：日本クリアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/千葉

日本クリアス税理士法人

日本クリアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング